改正 平成24年10月5日杉教第6355号 平成28年1月13日杉教第9537号

平成27年12月14日杉教第8904号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区立図書館条例(昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)及び杉並区立図書館運営規則(昭和57年杉並区教育委員会規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、杉並区立図書館のサービスの実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人の利用登録)

- 第2条 規則第6条第1項の規定に基づく利用登録を行う者(個人に限る。以下「申請者」という。) は、次のいずれかの方法により利用登録の申請を行うものとする。
  - (1) 杉並区立図書館、杉並区立高井戸地域区民センター図書室又は図書サービスコーナー(以下「区立図書館等」という。)に設置する利用者端末機による申請
  - (2) 杉並区立図書館ホームページによる申請
- 2 杉並区立図書館長(以下「図書館長」という。)は、申請者に対し、次のいずれかの書面により、 本人確認及び規則第6条第2項各号の規定に該当するか否かの確認を行うものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 住民基本台帳カード(写真付)
  - (3) 自動車運転免許証
  - (4) 健康保険証
  - (5) 住民票(抄本)
  - (6) 旅券 (パスポート)
  - (7) 身分証明書(住所・氏名等が記載されているものに限る。)
  - (8) 杉並区内に在勤又は在学の場合は、前各号のほか、当該事実が確認できるもの
  - (9) 前各号のほか、図書館長が適当と認めたもの
- 3 利用登録の申請は、原則として、利用者本人が行うものとする。ただし、未就学児、障害者等で、 図書館長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 4 図書館長は、利用登録の申請があったときは、必要事項を確認の上、速やかに杉並区立図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を申請者に交付しなければならない。

(登録内容の変更)

第3条 利用カードの交付を受けた者は、登録内容に変更が生じたときは、当該変更がわかる書面を 提示して、速やかに図書館長に届け出るものとする。

(利用カードの使用できる施設)

- 第4条 利用カードは、区立図書館等及びふれあい図書室で利用することができるものとする。 (利用カードの有効期間・更新等)
- 第5条 利用カードの有効期間は、次の各号に掲げるものについては、その者が当該利用カードの交付を受けた日から当該各号に掲げる日までとする。
  - (1) 規則第6条第2項第1号に掲げる者 利用カードの交付を受けた日から起算して5年後の応答日の属する月の末日
  - (2) 規則第6条第2項第2号から第5号に掲げる者 利用カードの交付を受けた日から起算して 2年後の応答日の属する月の末日
- 2 利用カードの更新は、原則として、有効期間が満了する日の30日前から行うことができるものとする。
- 3 図書館長は、利用者が利用カードを紛失したときは、申出により利用カードを再発行することができるものとする。
- 4 第2条の規定は、前2項に定める場合において準用する。

(利用カードの停止・登録の抹消)

- 第6条 図書館長は、利用者が規則第6条第5項に規定する行為をしたことが明らかになったときは、 利用カードの使用を停止することができる。
- 2 図書館長は、利用者から申出があったとき、又は特別な事由があると認めたときは、利用の登録 を抹消することができる。

(貸出の方法・冊数・期間)

- 第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、区立図書館等又はふれあい図書室に貸出しを希望する図書資料及び利用カードを提示し、貸出しを受けるものとする。ただし、レコードの貸出しは、中央図書館においてのみ行うものとする。
- 2 1人当たりの貸出しの種別、数量及び期間は、次表のとおりとする。

	図書館資料種別	貸出数量	貸出期間
図書等	図書(雑誌を含む。)、紙芝居	15冊以内	15日以内
視聴覚資料	レコード、カセットテープ	4点以内	
	コンパクトディスク (CD)		

- 3 図書館長は、前項の図書館資料について、利用者から貸出期間の延長の申出があったときは、他 の利用者に支障がないと認める場合に限り、貸出期間を7日間延長することができるものとする。 (図書資料の予約)
- 第8条 貸出しを希望する者は、図書館資料の予約をすることができる。
- 2 予約できる範囲は、図書等については20冊、視聴覚資料は4点以内とする。
- 3 区立図書館等に所蔵がない図書等の予約を希望する場合は、次に定めるところによる。ただし、 刊行前の図書等の予約は受け付けないものとする。
  - (1) 希望できる者は、規則第6条第2項第1号に掲げる者とする。
  - (2) 希望できる範囲は、前項の範囲内でかつ5冊以内とする。

(図書館資料の弁償)

第9条 図書館長は、利用者が図書館資料を返却しないとき又は汚損し、破損し、若しくは紛失したときは、当該利用者に対し当該図書館資料の現物(入手困難な場合は、別に図書館長が指示する。)の弁償を求めることができる。

(レファレンスサービス)

第10条 図書館長は、図書館資料等に関する利用者からの質問又は相談(以下「質問等」という。)に応じ、図書館の資料と機能を十分に活用し、その資料や情報(以下「資料等」という。)の提供等を行うとともに、これに必要な資料等の整備又は作成(以下これら一連の作業を「レファレンスサービス」という。)を行うものとする。

(公平公正な立場の堅持)

第11条 図書館長は、レファレンスサービスを行うに当たり、公立図書館として公平公正な立場を堅持し、利用者に対し誠実かつ的確な対応に努めなければならない。

(レファレンスサービスの範囲)

- 第12条 レファレンスサービスの範囲は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 資料等の所蔵調査又は所在調査
  - (2) 質問等に係る資料紹介
  - (3) 書誌的事項(編著者名、書名、出版関係事項等)の調査
  - (4) 簡易な事実調査
  - (5) 専門的調査機関等の情報提供
  - (6) 利用案内(目録、書誌、参考図書の利用方法、情報探索援助等)

(レファレンスサービスの相互協力)

- 第13条 図書館長は、レファレンスサービスの資料等について、自館で調査・相談等の目的が十分に 達せられないときは、他の図書館等との間で資料等の相互協力を行う。
- 2 中央図書館長は、他の図書館の依頼に応じ、当該レファレンスサービスに関し、必要な措置を講 ずるものとする。

3 図書館長は、国立国会図書館、東京都立図書館、他の公共図書館等と緊密に連携し、相互協力等を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、図書館サービスの実施に必要な事項は、杉並区立中央図書館 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月5日杉教第6355号)

- 1 この要綱は、平成24年10月11日から施行する。
- 2 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則(平成24年杉並区教育委員会規則第27条)附則第 2項に規定する別に定める日は、当該杉並区立図書館利用カードの交付を受けた日から起算して2 年後の応答日の属する月の末日とする。

附 則 (平成27年12月14日杉教第8904号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月13日杉教第9537号)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。